平成２８年（フ）第３９２号
鹿児島県鹿児島市伊敷台１丁目６番５号
破産者　大橋　　晋
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３５号
山形市蔵王松ケ丘１丁目１番地40
破産者　三陽自動車株式会社
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４号
千葉県鴨川市花房464番地１　つつじ荘201号室
破産者　対馬あゆみ
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第１１６６号
名古屋市名東区一社１丁目79番地　第６名昭ビルＡ２
破産者　株式会社ビッズ・アイ
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０７０号
大阪府門真市上野口町９番17号
破産者　プレミアムホーム株式会社
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４６号
大阪市西成区出城２丁目４番10号
破産者　有限会社パルクペンディングサービス
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０３０号
大阪市北区堂島１丁目２番10号
破産者　株式会社Ｈ＆Ｍ
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２３８号
大阪府東大阪市瓢箪山町５番17号
破産者　株式会社枚岡製袋工業所
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２６４号
神戸市中央区中山手通４丁目10番25号
破産者　株式会社翠圓
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９９号
大阪府柏原市大県２丁目５番15号
破産者　有限会社リザルト
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１７６号
北九州市小倉南区田原新町１丁目１番１号
破産者　株式会社クリーンアップ
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１９号
宮城県大崎市古川中里４丁目12番15号　ホワイトアスペン102号
破産者　相澤　　斉
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
宮城県大崎市古川中里４丁目12番15号　ホワイトアスペン102号
破産者　相澤美由紀
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
千葉県千葉市中央区椿森３丁目14番10号　椿森ホーム
破産者　阿保　　誠
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１１８８号
東京都府中市晴見町１丁目28番地府中グリーンハイツ５－105、破産手続開始決定時の住所東京都府中市緑町３丁目７番地の３グリスィーヌ東府中401
破産者　上原　章平
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１７号
東京都三鷹市下連雀３丁目42番１－502号
破産者　佐藤　　敏
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６４号
静岡県富士市富士町２番15－1202号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市旭区三反田町163番地25
破産者　ＬＩＯＮ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ株式会社
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２２８号
三重県津市半田128番地　川田コーポラスＡ105、前住所三重県津市末広町26番１号
破産者　砂川　大介
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１６０号
三重県四日市市東富田町６番10号
破産者　株式会社堤田設備工業
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１６９号
三重県四日市市釆女が丘４丁目197番地１
破産者　株式会社ダイシン
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第６号
兵庫県高砂市米田町米田992－１、商業登記簿上の住所兵庫県高砂市神爪１丁目13番13号
破産者　株式会社技建前田
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部